

4 高教福第483号
令和4年6月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

教員免許更新制に関する規則の取扱いに関する要項の廃止について（通知）

このことについて、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）が廃止されることに伴い、令和4年6月30日限りで標記要項を廃止します。

貴職におかれましては、管内の学校長及び関係職員に周知をお願いいたします。

教員免許更新制に関する規則の取扱いに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 規則第2条第1項第3号の高知県教育長（以下「県教育長」という。）が定める職は、県教育長が必要に応じ、その都度定める職とする。

2 規則第2条第2項第1号の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 文部科学省が所管する独立行政法人又は当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員
- (2) 高知県知事部局へ出向している職員
- (3) その他県教育長が定める者

(更新講習修了確認を受ける義務を課する者)

第3条 規則第3条第2項第1号の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人等に勤務する職員
- (2) 高知県知事部局へ出向している職員
- (3) その他県教育長が定める者

(免許状更新講習の免除対象者)

第4条 規則第4条第2項の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則第2条第2項第2号に規定する者
- (2) その他県教育長が定める者

2 規則第4条第3項の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則第3条第2項第2号に規定する者
- (2) その他県教育長が定める者

(免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰)

第5条 規則第5条第2号の県教育長が定める表彰は、次に掲げる表彰とする。

- (1) 土佐の教育功績表彰
- (2) 土佐の教育奨励表彰

(専決)

第6条 教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）第7条第1号の規定に基づき、第2条第1項、同条第2項第4号、第3条第4号、第4条第1項第2号及び同条第2項第2号の事務取扱いは、教職員・福利課長に専決させる。

(証明者)

第7条 免許状の有効期間の更新延長等に必要な次の各号に掲げる各種の証明を行う証明者は、原則として、それぞれ当該各号に定める別表の規定によるものとする。

- (1) 受講対象者の証明 別表第1
- (2) 免除事由の証明 別表第2
- (3) 延長・延期事由の証明 別表第3

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月16日）

この要項は、平成27年7月16日から施行する。

別表第1（第7条関係）

受講対象者の証明

受講対象者の区分			証 明 者
教育職員・教育の職にある者	教育職員 (免許法第9条の3第3項第1号) 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条第1項第1号)	公立学校	校長 ※校長本人の場合は県市町村の教育委員会
		国立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条第1項第2号）		任命権者
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条第1項第3号）		任命権者又は雇用者
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条第1項第4号）		任命権者又は雇用者
教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者（免許法第9条の3第3項第2号）		任用又は雇用予定の者
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条第2項第1号）		任用又は雇用していた者
	認定こども園又は幼稚園と同一の設置者が設置する保育所に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条第2項第2号）		当該施設の設置者
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条第2項第3号）		任用又は雇用する可能性がある者

別表第2（第7条関係）

免除事由の証明

免除事由の区分		証 明 者
校長（園長）、副校長（副園長） 教頭、主幹教諭、指導教諭 （免許法施行規則第61条の4 第1号） （改正省令附則第10条第1項第 1号）	公立学校	校長 ※校長本人の場合は県市町村の教育委員会
	国立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（免許法施行規則第61条の4第2号）（改正省令附則第10条第1項第2号）		任命権者
免許状更新講習の講師（免許法施行規則第61条の4第3号）（改正省令附則第10条第1項第3号）		開設者
地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許法施行規則第61条の4第4号）（改正省令附則第10条第1項第4号）		任命権者又は雇用者
優秀教員表彰者（免許法施行規則第61条の4第5号）（改正省令附則第10条第1項第5号）		所属長 表彰状の写しを添付
その他文部科学大臣が定める者（免許法施行規則第61条の4第6号）（改正省令附則第10条第1項第6号）		任命権者又は雇用者

別表第3（第7条関係）

延長・延期事由の証明

申請者の区分		延長・延期事由と証明者				
		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため 大学院の課程に在籍	教員となった日から有効期間の満了の日 （又は修了確認期限）までの期間が2年2月未満
教育職員 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭 実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、養護職員	公立学校	任命権者	校長 ※校長本人の場合は 市町村の教育委員会	任命権者	任命権者	任命権者
	国立学校	—	校長 ※校長本人の場合は 法人の長	法人の長	法人の長	法人の長
	私立学校	—	校長 ※校長本人の場合は 法人の長	法人の長	法人の長	法人の長
	共同調理場に勤務する 学校栄養職員	—	場長 ※場長本人の場合は 市町村の教育委員会	—	—	—
指導主事、社会教育主事 その他教育委員会において 学校教育又は社会教育に 関する専門的事項の指導等 に関する事務に従事している 者として免許管理者が定める者		—	任命権者	任命権者	任命権者	—
国・地方公共団体の職員等 で、上記の者に準ずる者として 免許管理者が定める者		—	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	—
その他文部科学大臣が定める者		—	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	—	—

教 育 委 員 会 規 則

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 30 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第10号

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教員免許更新制に関する規則を廃止する規則